

# 業務指示書

## カンボジア国南部経済回廊拠点配電網整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月5日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：配電網整備に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/配電計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

#### 1) 類似業務の経験：配電計画に係る各種業務

#### 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験

#### 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 配電設備】

- 1) 類似業務の経験：配電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

「第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託」における自然条件調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.030 円 , US\$1 = 122.74 円 , EUR1 = 136.19 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとじ、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/配電計画  
配電設備

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.06 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
カンボジア国南部経済回廊拠点配電網整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/配電計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 配電設備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

カンボジア経済は、近年、安定した成長を続けている。2013年は7.4%の実質GDP成長率を達成しており、今後も引き続き高い成長が見込まれている。経済成長に伴い電力需要も急速に拡大し、2003年から2013年までの発電・輸入電力量は年平均19.4%伸長しており、電力セクターにおける設備拡充が喫緊の課題となっている。これを受けて、カンボジア政府の掲げる第三次四辺形戦略において、「電力開発」は、四本柱の一つである「インフラの開発」に含まれる重点分野として位置付けられている。電力需要の7割を占める首都プノンペンにおいては、世帯電化率が95%と高く、また伸長する電力需要に対応すべく、集中的な投資が行われている。一方、地方部における世帯電化率は36%に留まり、周辺国の地方部と比較して低い状況が続いている。

インドシナ半島南部のメコン圏を横断する南部経済回廊に位置するスパイリエン、バンテアイミエンチェイ、コッコンの各州では基幹送電線から電力が供給されている村の比率は、それぞれ24%、18%、3%程度と低く、電力アクセスの欠如が地域住民の経済活動や社会サービス向上の阻害要因となっている。これらの地域は、隣国からのアクセスが容易という地理的特性により国境交易を中心とする産業が集積しており、隣国からの電力輸入に依存した経済特区（Special Economic Zone：SEZ）の開発が進んでいる。しかし、隣国からの電力輸入量には制約があることに加え、頻発する停電や自家発電による高い電力料金が同地域の経済開発を妨げる要因となっている。

これらの状況下、カンボジア政府は、「国家戦略開発計画」（2014-2018年）において、地方電化を優先課題の一つと位置付け、自国資金や他国ドナーの支援により上記3州においても送配電設備の増強等を実施しているが、整備済/計画済の配電線の末端からSEZまでの電力供給を行うための配電網整備が遅れている。

上記状況を踏まえ、カンボジア政府は電力供給の安定化を目的とした無償資金協力「南部経済回廊拠点配電網整備計画（以下、「本プロジェクト」）」に係る支援を日本国政府に対し要請した。これを受け、機構は関連情報を収集し、本業務を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

### 2. プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト目標：

ベトナム及びタイ国境付近のSEZが位置する地域において配電網を新設することにより、対象地域の電力供給を改善する。

#### （2）プロジェクトの成果：

プロジェクト対象地域において、配電網が敷設される。

#### （3）プロジェクトの概要：

プロジェクト対象地域への配電網の敷設：対象サイト及び要請内容は次の通り。なお、敷設ルート(案)はカンボジア政府から提示されているため、それを基に検討を行う。

対象サイト	要請内容
スバイリエン州バベット	地中 XLPE ケーブル 3×300mm <sup>2</sup> 3.0km、 240mm <sup>2</sup> 2 回線 22kV 配電線 15km、240mm <sup>2</sup> 1 回線 22kV 配電線 20km、配電変圧器 20 台
バンテアイミエンチェイ州ポイペト	地中 XLPE ケーブル 3×300mm <sup>2</sup> 1.5km、 240mm <sup>2</sup> 2 回線 22kV 配電線 15km、240mm <sup>2</sup> 1 回線 22kV 配電線 35km、配電変圧器 2 台
コッコン州コッコン	地中 XLPE ケーブル 3×300mm <sup>2</sup> 2.0km、 240mm <sup>2</sup> 2 回線 22kV 配電線 30km、配電変 圧器 3 台

(4) 対象地域 (サイト)

カンボジア王国 スバイリエン州バベット、バンテアイミエンチェイ州ポイペト、コッコン州コッコン

(5) 関係官庁・機関

責任官庁：鉱業エネルギー省 (Ministry of Mines and Energy:MME)

実施機関：カンボジア電力公社 (Electricité du Cambodge: EDC)

(6) 我が国の援助活動

「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業」(有償、2014 年度)

「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業 (フェーズ 2) (第一期)」(有償、  
2015 年 3 月 L/A 調印)

「送配電システム運用能力強化プロジェクト」(技プロ、2013~2015 年)

「メコン地域電力ネットワーク整備計画 (カンボジア成長回廊) (有償、2007  
年)

(7) 他ドナー等の支援活動

バベット地区：中国の資金提供による 115kV 基幹送電線及び ADB の支援による  
配電網が敷設中であり、2016 年完成予定。

コッコン地区：フランス開発庁 (ADF) の資金提供により変電所を建設。

### 3. 業務の目的

無償資金協力 (施設・機材等調達方式 (旧一般プロジェクト無償)) の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、カンボジア政府から要請のあった「南部経済回廊拠点配電網整備計画準

備調査」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、機構から調査団員を参加させることを想定している。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分機構と協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認すること。

#### 1) 現地調査派遣前

現地調査実施にあたっての対処方針を確認・協議する。

#### 2) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### 3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

### (3) 既存資料の活用

本プロジェクトの必要性・妥当性の検証等に当たっては、機構が実施中の「ブノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)(第一期)」(有償、2015年3月L/A調印)、「送変電システム運用能力強化プロジェクト」(技プロ、2013~2015年)の調査報告書等の既存資料を可能な限り活用する。

### (4) 対象コンポーネントの検討

本プロジェクトの対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本業務において各コンポーネントの妥当性を確認する。また、対象コンポーネントが、SEZへの裨益に留まる事なく、対象地域の公共施設等、地域住民への裨益を発現しうるコンポーネントを含めるべく検討する。なお、プロジェクト対象地域が広範に亘るため、プロジェクト実施上の工程に関して十分確認し、対象となっている3サイトの優先順位を付けつつ検討を進める。

### (5) 評価指標の設定

本プロジェクトの評価にあたっては、SEZと地域住民双方への裨益効果を図るものとし、定量的指標として裨益対象世帯・施設数や停電時間・頻度等も視野に検討する。また、SEZの電力供給に関する国外依存度の低下が期待される場合は、

その効果を把握する。

(6) 電力セクターの現状を踏まえた技術的検討

1) 要請機材等の容量

要請機材がプロジェクト対象地域の需要に適した容量であるか確認する。この際、(4)で示した住民裨益に鑑み、対象地域における病院や学校等の需要も検討の対象とする。

2) 主要機材のスペック

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、カンボジア側が標準としている機材の技術仕様を確認した上で、対象地区の配電網の規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。

3) 拡張性の確保

今後のプロジェクト対象地域の需要増加を見据え、本プロジェクト終了後の拡張の可能性についても検討する。

(7) 他ドナーによる支援プロジェクトの確認

本プロジェクトサイトの1つであるバベット地区に新設する配電網は、中国の援助により敷設中の送電線及びADBが支援中の配電網と接続される予定である。また、コッコン地区に新設する配電網への電力供給は、フランス開発庁（AFD）の援助により建設中の変電所を介して行われる。これら他ドナーによる新增設事業が遅延なく完了する事が、本プロジェクトの効果発現の前提条件となる事から、各事業の進捗と全体スケジュールを確認の上、本プロジェクトとの整合性を確保する。

(8) カンボジア側の実施体制

現時点では、EDCが事業実施機関となり、EDCの送電部及び配電部が本プロジェクトの維持管理を行う予定となっているが、その他関係機関との協力体制構築の必要性についても確認する。

(9) 環境社会配慮

本プロジェクト実施に際して、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されることから、カテゴリBと位置づける。本業務ではJICA環境ガイドラインに準拠し、環境社会への著しい影響を回避するような事業計画を立案する。

(10) 気候変動緩和

本プロジェクトは、配電網の新設により、プロジェクト対象地域で従来使用されていたディーゼル発電やケロシンランプ等のエネルギー利用の削減や配電ロスの低減に資する可能性があるため、気候変動緩和への貢献が期待される。従って本業務では、温室効果ガス排出削減量の推計も検討する。なお、実際の推計可否及び方法は、調査の実施の過程で随時機構と協議する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。

2) 「第三次四辺形戦略」「国家開発戦略計画」等の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、カンボジアの電力セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて再確認する。

3) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、緊急性を検証・分析する。

4) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に本プロジェクトに直接影響を与える可能性のある、中国、アジア開発銀行（ADB）、及びフランス開発庁（AFD）が実施中及び実施予定の送配電及び変電所の新增設事業における支援実施状況、今後の予定について確認し、本プロジェクトとの関連（施工時期、設計範囲等）について整合性を確保する。また、先方機関による低圧配電網の整備状況についても確認する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

1) 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。

2) 既存送配電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、施設台帳の整備状況、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。

3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

### (5) サイト状況（自然条件、埋設物等）調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す調査を実施し、施工計画に反映させる。

#### 1) 地形及び構造物調査

想定される配電ルート及び影響を受ける地下埋設物などの構造物にかかる調査を行う。具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）

については、別紙「自然条件調査仕様書(案)」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、追加的に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。なお、現地再委託にて実施する事も可とする。

## 2) 用地調査

配電柱及び配電線ルート下の Right of Way (ROW)にかかる調査を行い、機材敷設予定サイトにおける土地権利上の問題が発生しないかを確認する。その際、土地所有権及び配電網敷設の際の必要手続きに関する確認を行う。また、バベットに関しては道路建設事業が進行中であるため、ROW 調査にて、本プロジェクトへの影響有無について留意する。なお、UXO(不発弾)調査については対象ルートの道路敷内は安全である事が要請書にて確認されているが、現地で調査結果を再度確認する。

## (6) 潮流解析

本プロジェクトでの協力コンポーネントの妥当性確認に必要な潮流解析を行い、結果を事業計画に反映する。

## (7) プロジェクト内容の計画策定

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

更に帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

### 1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

### 2) 概略設計(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

#### 【敷設計画】

- ・配電網敷設に際し使用可能なルートを確認し、サイトクリアランスの状況(地中構造物、障害物の有無等を含む)について確認する。

#### 【機材計画】

- ・現在及び将来の電力需給状況を調査の上、機材仕様に関する妥当性を検討する。
- ・実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

### 3) 概略設計図の策定



#### 4) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

#### (8) 環境社会配慮

##### 1) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

なお、主な調査項目は以下のとおり。

- ・ ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- ・ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ② JICA環境ガイドラインとの整合性
  - ③ 関係機関の役割
- ・ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ・ 影響の予測
- ・ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ・ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ・ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）の検討
- ・ ステークホルダーミーティング開催の要否を確認し、開催が求められる場合には、ステークホルダーミーティングの開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）を行う。

##### 2) 簡易住民移転計画案の作成

非自発的住民移転の発生が認められる場合は、必要に応じ、簡易住民移転計画案の作成を行う。

原則として、簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り（被影響住民の有無等に応じて適宜検討すること。）。また、簡易住民移転計画案を策定するために社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等を実施し

た場合は、関連調査結果もJICAに提出する。

本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア) 用地取得・住民移転の必要性

イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

エ) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件

オ) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

キ) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き

ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務

ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

コ) 費用と財源

サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

シ) 事業の初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

#### (9) 気候変動緩和

本プロジェクトが気候変動緩和策に資する可能性につき確認する。なお、必要に応じ、JICAの「気候変動対策支援ツール／緩和策 Ver. 2.0」の「13.配電効率化」及び「14.エネルギー/地方電化」を参照する。

#### (10) 相手国負担事項

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(11) プロジェクトの維持管理計画

カンボジア側が行うことになる協力対象設備・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(12) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。なお、機材については入札に対応できる制度を確保すること。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。JICA が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスク（関連する他ドナー事業の遅延、先方負担事項の不履行・遅延、入札不成立、等）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後

に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計段階での対応によるリスク軽減策を検討する。

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

また、気候変動緩和への貢献が認められる場合には温室効果ガス排出削減量においても定量的指標に含める事とする。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について機構と協議する。

(17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をカンボジア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(18) 準備調査報告書等の作成

カンボジア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 機材仕様書
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (9) を成果品とする。

- (1) 業務計画書：和文 3 部
- (2) インセプション・レポート：英文 20 部
- (3) 現地調査結果概要：和文 5 部
- (4) 準備調査報告書（案）：和文 5 部 英文 12 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書：和文 2 部  
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)
- (6) 機材仕様書：和文 2 部 英文 2 部
- (7) 概要資料：和文 2 部及び CD-R2 枚  
(※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む)
- (8) 準備調査報告書：和文（製本版）8 部及び CD-R2 枚

(※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む)

: 英文 (製本版) 8 部及び CD-R3 枚

: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R1 枚

(9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

(10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 3 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (2) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2015 年 4 月改訂版)」を参照する。

注 3) 準備調査報告書 (和文 : 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文 : 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (最新版)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第 3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2015 年 11 月上旬より第 1 次現地調査を行い、2016 年 5 月上旬に第 2 次現地調査 (報告書案説明) を実施することを想定する。2016 年 6 月上旬までに概要資料、2016 年 10 月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途 : 約 22M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 総括／配電計画 (2 号)
- 2) 配電設備 (3 号)
- 3) 施工計画／自然条件
- 4) 潮流解析
- 5) 環境社会配慮
- 6) 調達計画／積算

#### 3. 参考資料

配布資料 : 無償資金協力要請書

「送配電システム運用能力強化プロジェクト」業務進捗報告書  
スパイリエン州バベット配電網敷設ルート(案)

バイテアイミエンチェイ州ポイペト配電網敷設ルート（案）  
コッコン州コッコン配電網敷設ルート（案）  
公開資料：「カンボジア国 プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ2 準備調査」ファイナルレポート  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018268.html>)

#### 4. 機構からの参加団員

第一次及び第二次現地調査には機構からの調査団参加を予定している。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

##### (1) 第一次現地調査

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本プロジェクトの要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。なお、機構からの参団は、第一次現地調査の後半を想定している。

##### (2) 第二次現地調査

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

##### (1) 自然条件調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### 6. 見積り作成に係る留意事項

上記5. 現地再委託における自然条件調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。（ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。）

#### 7. その他の留意事項

##### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力（施設・機材等調達方式（旧一般無償プロジェクト））として実施される場合、機構は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 総括の同行

現地調査に関し、総括は、機構からの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 安全への配慮

カンボジア王国の治安は比較的安定しているが、機構カンボジア事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払う。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカンボジア事務所、在カンボジア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

以上

カンボジア王国「南部経済回廊拠点配電網整備計画」準備調査  
自然条件調査仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形などの自然条件を的確に把握するもので、これにより敷設計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 調査項目：地形測量及び構造物調査

調査目的：機材の敷設計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：スパイリエン州バベット（L≒38Km）、パンテアイミエンチェイ州  
ポイペト（L≒51.5Km）、コッコン州コッコン（L≒32Km）

調査方法：

- ① 路線測量；必要に応じ仮ベンチマークを設置、横断測量は配電柱設置予定箇所で行い、測量幅は道路敷+ROWの範囲とする。
- ② 構造物調査；地中XLPEケーブル埋設区間において地下埋設物調査を行う。調査範囲は地表下1.5mまでとする。

実施方法：現地再委託可

成果品：測量成果（手簿、精度管理表、路線図、横断図）、構造物調査結果（地中埋設物の位置・種別・形状・配置・主要寸法などを記載した埋設物台帳）